

県有施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査結果（経過報告）について

（平成17年12月14日集計時点）

調査結果の概要

- (1) 県有施設等 1,065 施設について調査対象の吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、全ての施設について吹付け等の有無の確認を終了している。
- (2) 吹付け等がされていた施設は、県有施設 126（前回11月28日公表時は125。以下同じ。）施設、県設立公社 3 施設、県出資法人 5 施設であった。このうち分析調査等により、吹付けアスベスト等の使用が判明したのは、30（前回27）施設であった。
- (3) 吹付けアスベスト等の使用が判明した 30（前回27）施設のうち、3 施設については過去において除去や囲い込みの措置を講じている。残りの 27（前回24）施設については、必要に応じて立入禁止等の応急措置を講じており、今後、基本的には表 2 の区分に応じた必要な措置を講ずる。
- (4) 使用が判明していない 31（前回46）施設については、判明し次第、基本的には表 2 のとおり対応する。
- (5) 吹付けアスベスト等の使用のなかった 73（前回60）施設のうち、含有率 1% 以下の施設は 11 施設であった。

表 1 調査結果

| | 1. 調査対象施設数 | 2. 吹付け等のない施設数 | 3. 吹付け等（使用の有無を問わない）がある施設 | | | | | | |
|-------|------------|---------------|-----------------------------|------------------|---------------|----------|----------------|-----------|--------------|
| | | | 4. 使用があった施設数（アスベスト含有率 1% 超） | 5. 使用について分析中の施設数 | 6. 使用がなかった施設数 | | | | |
| | | | | | 過去に措置済 | | アスベスト含有率 1% 以下 | アスベスト含有なし | |
| 県有施設 | 1,050 | 924 (925) | 126 (125) | 3 | A | 4 | 2 31 (46) | 11 | 3 54 (41) |
| | | | | | B | 1 15(13) | | | |
| | | | | | C | 5 (4) | | | |
| | | | | | D | 3 | | | |
| | | | | | 計 | 1 27(24) | | | |
| 県設立公社 | 6(7) | 3(4) | 3 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 県出資法人 | 9(8) | 4(3) | 5 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 合計 | 1,065 | 931 (932) | 134 (133) | 3 | A | 4 | 2 31 (46) | 11 | 3 62 (49) |
| | | | | | B | 1 15(13) | | | |
| | | | | | C | 5 (4) | | | |
| | | | | | D | 3 | | | |
| | | | | | 計 | 1 27(24) | | | |

- 1 は県営住宅の一部の棟で使用があった 3 団地を計上。
- 2 は県営住宅の一部の棟で使用がなかった 2 1 団地を計上。
- 3 は分析中の 2 2 団地を計上していない。
- 4 A、B、C、Dについては、表 2 を参照。
- 5 ()内は、前回11月28日公表時の数値。なお、県設立公社、県出資法人の()内は精査の結果。

表2 吹付けアスベスト等使用箇所の除去等の措置に係る基本的な対応方針

| 区 分 | | 基本的な対応方針 |
|-----|---|---|
| A | 使用頻度が高く、かつ 飛散のおそれ大きい場合 | 利用者等のばく露のおそれが高く緊急に対策を講ずる必要があることから、必要な応急措置を行った上で、速やかに除去や 囲い込み等の措置を講ずる |
| B | 使用頻度が高く、かつ 飛散のおそれが小さい場合 または 使用頻度が低く、かつ 飛散のおそれが大きい場合 | 利用者等のばく露のおそれを考慮し、早い時期に除去等の措置を行う。 なお、措置を行うまでの間においては、必要な応急措置を行った上で、劣化・損傷の状態について定期的に点検を行い、その点検結果を記録し保存する。 点検によりアスベストの損傷・欠損の拡大が確認されるなど、利用者等のばく露のおそれが高まった場合は、補修等の必要な応急措置を行った上で、速やかに除去等の措置を講ずる。 |
| C | 使用頻度が低く、かつ 飛散のおそれが小さい場合 または 使用頻度が高く、かつ 劣化・損傷がない場合 | ばく露のおそれが低いことから、現時点では、吹付けアスベスト等に関する記録の作成、及び建築物等が存続する間において利用者等にばく露がないように維持保全計画等を作成し、定期的に点検を行い、その点検結果を記録し保存する。 点検によりアスベストの損傷・欠損の拡大が確認されるなど、吹付けアスベスト等の状態や使用状況等の変化に応じて、除去等の措置を検討する。 |
| D | 使用頻度が低く、かつ 劣化・損傷がない場合 | 吹付けアスベスト等に関する記録の作成、及び建築物等が存続する間において利用者等にばく露がないように維持保全計画等を作成し、定期点検を行い、その点検結果を記録し保存する。 点検によりアスベストの損傷・欠損の拡大が確認されるなど、吹付けアスベスト等の状態や使用状況等の変化に応じて、除去等の措置を検討する。 |

本件に関する照会先については、下記に記載しています。

県有施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査結果（経過報告）の照会先は次の1、2のとおりです。

- 1 全体集計に関する内容 環境政策課（内線6465）[青森県アスベスト問題対策本部幹事会担当課]
- 2 各公所等、箇所に関する内容

| | | | |
|-------|-----------------|-------|------------------------------|
| 総務部 | 総務学事課（内線2129） | 環境生活部 | 環境政策課（内線6465） |
| 健康福祉部 | 健康福祉政策課（内線6212） | 商工労働部 | 商工政策課（内線4163） |
| 農林水産部 | 農林水産政策課（内線3196） | 県土整備部 | 監理課（内線4226） |
| | | | ただし、県営住宅に関することは建築住宅課（内線4364） |
| 教育庁 | 学校施設課（内線5166） | 警察本部 | 会計課（電話723-4211） |